

平成24年第1回宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	平成24年3月5日（月） 10時00分～11時00分
場 所	宗像市役所2階 201会議室
出席者	委員：大隈 義和、櫻木 榮紀、上中 幸子、石田 京子、古賀 千種 市：総務課（山本課長、北原主幹兼係長、本田）、自然環境課（永島課長、上田係長、加地）、農業委員会（横山局長）、介護保険課（嶋田係長、市場）、保健福祉政策課（占部係長）、生活環境課（溝俣係長、占部）
欠席者	
次第	1 会長あいさつ 2 前回会議録の確認（平成23年第3回） 3 前回付議案件の報告（平成23年第3回） 4 議題 （1）付議案件の審議（5件） （2）報告事項 5 その他 （1）次回開催日の調整 （2）その他

1 略

2 前回会議録の確認（平成23年第3回）

平成23年第1回の会議録について確認を行う。

【委員】2ページの下から2行目ですが、「昨年審議した内容と全く項目」となっているが、「全く同じ項目」では。

【総務課】「同じ」を追加します。なお、後ほど、議事録確認の署名は大隈会長及び上中委員にお願いします。

3 前回付議案件の報告（平成23年第3回）

【総務課】前回（平成23年11月）の審議会でご審議いただいた4件については、別紙写しのとおり市長に意見を述べています。その中で第20号議案「福岡県放置竹林対策モデル事業実施に係る竹林所有者意向確認業務の委託について」の案件には、審議会の意見として「業務委託先である宗像市森林組合の個人情報の適切な管理体制を確認すること」という意見を付けています。この件に関連して本日、宗像市森林組合の個人情報保護規程を別紙として資料添付しています。また、第23号議案「市債権の管理に係る個人情報の目的外利用について」の案件については、「滞納者情報の相互利用について、宗像市債権管理条例（仮称）において規定を設けること」という意見を付けています。この件についても本日、資料を配布しています。宗像市債権管理条例の第8条に「滞納者情報の相互利用」という規定を設けたことを報告します。

【委員】前回の会議で意見を付けていた2件については、「適切な管理体制の確認」と「規定を設ける」

ことについて既にクリアされたということですね。

4 議題

(1) 付議案件の審議

【総務課】今回は、新規の案件はありません。これまでに意見を求めたことがあるもののみです。審議をお願いします。

第1号「荒廃森林再生事業に対する意向確認業務の委託に係る個人情報の提供について」

【自然環境課】福岡県が実施する荒廃森林再生事業において、森林簿に記載された森林の荒廃状況を調査し、当該事業の実施が必要な森林について、所有者を特定し、承諾を得る必要があります。この意向確認業務を委託し実施する必要があるため、業務の受託者に対し、個人情報を提供するものです。今年度の調査対象森林は大字久原、村山田、大井、田熊、用山地区であり、その所有者及び納税管理人についての個人情報を提供するものです。提供する個人情報の件数は、約340件です。荒廃森林再生事業の事業概要等については、福岡県の作成した資料を添付しています。(荒廃森林再生事業の事業概要を説明)所有者の意向確認業務の委託期間は、平成24年5月から12月を予定しています。

【委員】本日の案件は全て一度審議したものばかりですが、今回改めて詳しくご説明いただきました。昨年度のこの件の議案を参考資料として添付されていますが、昨年度は630筆だったのが、今年は件数が減少しているようですね。

【自然環境課】今年は、東郷地域ですので、件数が変わってきています。

【委員】委託先はどちらになるのですか。

【自然環境課】この事業は、森林の所有者に関するものですので、委託先は、宗像市森林組合を予定しています。

【委員】森林組合だけでその受託業務を行うのですか。例えば市民活動団体の里山の会とかに再委託するようなことはあるのですか。

【自然環境課】再委託は行いません。森林組合で業務を行います。

【委員】それでは、この件については、審議会として昨年同様に了承することとします。

第2号「農地情報管理システムデータ更新業務の委託に係る個人情報の提供について」

【農業委員会】この農地情報管理システム(農地基本台帳)の整備については、昭和60年11月に農業委員会の交付事業実施要綱において、台帳の整備が求められています。農業経営状態等を正確に把握するための基礎的なシステムであり、毎年業者に委託し、データを更新しているものです。

【委員】この件も昨年も意見を求められていた案件です。なにかご質問等ありますか。

【委員】農政に役立てるために整備するということでしたが、このシステムが入る前はあまり正確な情報が無かったということですか。

【農業委員会】より正確な情報を使って農政に生かしていきたいと思います。近年特に荒れてきている農地もありますので。

【委員】ではこの件も昨年同様ということで、審議会としては了承することとします。

第3号「平成24年度介護保険料納入通知書の製本封入業務の委託に係る個人情報の提供について」

【介護保険課】平成24年度の介護保険料納入通知書の製本封入業務を委託するものです。参考資料として昨年の議案を添付していますが、今年は昨年のものに加えて特別徴収分についても委託することとしたい。例年、特別徴収分は圧着タイプの通知書を使用していて、委託せずに通知送付できていたが、介護保険制度は3年に一度の制度改正があり、平成24年度は保険料が変更になります。その説明のチラシを24年度は同封して通知することになります。今年はそのため特別徴収分20,000件についても業者へ委託することを考えています。

【委員】提供する個人情報の件数は昨年に比べて増えるが、提供する個人情報の項目としては昨年と全く同じ項目となっています。

【委員】年金から特別徴収される人が増えているのですか。

【介護保険課】年額18万円以上の年金を受けている方は特別徴収となります。普通徴収分の2,000件については、特別徴収されるだけの年金が無いということになるが、今年度から年金の受給が始まる方もこの中に入っている。

【委員】業者選定については、どのように決めるのですか。

【介護保険課】入札で業者を決める程度の金額ではないので、3者見積りで、随意契約にて契約することを予定している。また昨年度委託した業者については、プライバシーマークの認定を受けた業者でした。

【委員】それではこの件については、昨年と同じで審議会として了承します。

第4号「敬老祝金贈呈事業に係る個人情報の提供について」

【保健福祉政策課】敬老祝金は、88歳（米寿）の方、99歳（白寿）の方、100歳の方、101歳以上の方に贈呈します。件数は記載していますように、米寿が約400人、白寿が約40人、100歳が約20人、101歳以上が約50人を予定しています。民生委員が見守り活動を行っていますので、民生委員に当該贈呈業務を依頼して実施するものです。民生委員1人あたり、多くて10件程度担当になる予定です。

【委員】贈呈金額を教えてください。

【保健福祉政策課】米寿が1万円、白寿が2万円、100歳が3万円、101歳以上が1万円です。

【委員】以前は77歳もあったが、廃止された。廃止するときは大変だったようだ。

【委員】昨年と比べて101歳以上が増えている。これからも増えることになるだろう。参考までに最高年齢の方は？

【保健福祉政策課】須恵の方で、108歳ではなかったかと思います。

【委員】77歳の贈呈廃止の際に、その財源を肺炎球菌のワクチン接種に充てたことがあった。77歳廃止ばかり話題になり、その財源を新たな事業を実施することに目が向けられないようなことがあり残念だった。

【委員】それではこの件も昨年同様ということで、審議会として了承ということとします。

第5号「し尿汲取り業務に係る個人情報の提供について」

【生活環境課】し尿汲取り業務に関して、収集運搬許可業者が3者あるところですが、汲取り作業及び料金徴収を円滑に行うため、市が保有する個人情報を提供するものです。市内で対象世帯が1200世帯ほどです。し尿処理手数料が世帯員数で変更になるため、世帯の異動情報に基づき、適正な料金を徴

収することとしています。

【委員】この情報を提供する業者は何者ですか。

【生活環境課】3者です。市が2年に一度、収集運搬業の許可を与えている業者です。

【委員】この1200世帯というのは、今後も変更ないのですか。

【生活環境課】順次、下水道化していくことになっていますが、山間部の家などは、生活環境の保全という観点から合併浄化槽の設置を進めています。

【委員】合併浄化槽について市から補助金は出ますか。

【生活環境課】設置の補助金と維持管理の補助金が出ています。

【委員】汲取りは世帯の人数で料金が変わるということですが。

【生活環境課】世帯の人数で変わります。

【委員】業者への個人情報保護に対する周知はどうなっていますか。

【生活環境課】2年に一度の許可更新の際に、個人情報の取扱いについて誓約書を出してもらっている。

【委員】ではこの件も了承ということにします。

(2) 保有個人情報の目的外利用に係る報告及び承認について

【総務課】今回は12件の目的外利用について報告し、承認を求めます。根拠規定はすべて宗像市個人情報保護条例第8条第1項該当するものです。

番号1から12まで説明、報告。

番号12番の宗像地区事務組合の件は「第8条第1項第5号」とありますが「第8条第1項第4号」に修正をお願いします。宗像地区事務組合は、同一実施機関ではなく他の団体になりますので、訂正をお願いします。

【委員】7番と8番で情報を提供した課等で農業委員会とあるが、市の中でどのような機関なのですか。

【総務課】実施機関の一つで、独立した機関です。教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会などは市長とは別の実施機関となります。

【委員】9番の給食費について、「子ども手当」からまた「児童手当」に呼び方が戻るような話があるが、給食費を滞納している場合はこの手当から徴収するというものなのか。

【総務課】1度2度の滞納では、手当から徴収ということにはならないと思います。

【委員】11番の家庭ごみの出し方パンフレットは、4月1日で全戸配付されるはずだが、それに広告が載るとのことか。

【総務課】いままで広告が載っていなかったが次回から掲載されることとなります。

【委員】本日の案件については、これで了承ということにします。

審議の結果、報告事項第1号は承認された。

5 その他

(1) 次回開催日の調整

次回開催日は平成24年7月の予定ですが、現在の委員の任期が24年6月30日までです。日程については新しい委員のご都合を確認のうえ、事務局から連絡します。(大隈会長は4月より京都女子大学へ赴任)

以上会議録は、事務局の調製したものです、その内容が正確であることを証するためにここに署名
します。

平成24年 月 日

会 長

署名者